

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部改正

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第一号）…………… 1

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第三号）…………… 4

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第四号）…………… 8

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二号）【第一条関係】

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）、及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）、及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな</p>

いものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び農業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、農業信用保証保険法第五十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額（第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。）を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十八（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法採用組合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において

いものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十八（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法採用組合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において

<p>（同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額が一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2・3 （略）</p>
---	---

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第三号）【第二条関係】

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ)チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。 )及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ)チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。 )及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。)向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び漁業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額（第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。）を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十八（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法採用組合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十八（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法採用組合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2・3 (略)

（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）

第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2 漁業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の規定に基づき契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分のリスク・ウェイトは、十パーセントと

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額が一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2・3 (略)

（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）

第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。  
（新設）

3 |  
(略) | 付

2 |  
(略)



農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林融産庁告示第四号）【第三条関係】

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十一～三十三 (略)</p> <p>三十四 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十一～三十三 (略)</p> <p>三十四 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー</p>

及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

三十五～七十四 (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～7 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第四十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十

及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの(一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

三十五～七十四 (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～7 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第四十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを

<p>2 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十一条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>	<p>五パーセントとすることができる。</p> <p>一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)(に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。))を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第四十八条に該当するものを除く。)(の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十一条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>	<p>、七十五パーセントとすることができる。</p> <p>一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)(に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。))を合計した額が一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第四十八条に該当するものを除く。)(の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p>